

令和8年度 第1回 山形県熱中症対策調整会議

日時：令和8年4月20日（月）午前10時30分から

場所：県庁3階 災害対策室

次 第

1 開 会

2 挨 拶

3 協 議

(1) 政府の熱中症対策の概要及び本県の熱中症対策に係る体制について

(2) 熱中症対策の主な取組みについて

- ① 山形県における熱中症対策の主な取組みについて
- ② 県民への熱中症予防の注意喚起について
- ③ 公立学校における熱中症事故防止の取組みについて
- ④ 低所得世帯向けエアコン設置支援事業について
- ⑤ その他

4 その他

5 閉会

令和8年度第1回熱中症対策調整会議 出席者名簿

所 属	職 名	氏 名
環境エネルギー部	次長	高嶋 智弘
総務部人事課	副主幹	羽柴 圭俊
総務部広報広聴推進課	課長補佐	石垣 興介
総務部高等教育政策・学事文書課	課長補佐	大江 夕
みらい企画創造部企画調整課	総務専門員	清石 典子
防災くらし安心部防災危機管理課	課長	清和 勝利
防災くらし安心部消防救急課	課長	中村 精
環境エネルギー部環境企画課	課長	遠藤 智子
しあわせ子育て応援部こども子育て政策課	課長	庄司 祐子
健康福祉部健康福祉企画課	課長	渡邊 圭彦
健康福祉部地域福祉推進課	課長	布宮 千夏
健康福祉部がん対策・健康長寿日本一推進課	課長	前田 真由美
産業労働部産業創造振興課	総務主査	大澤 敦子
観光文化スポーツ部国際観光・高付加価値創出課	課長補佐	五十嵐 健裕
観光文化スポーツ部スポーツ振興課	課長補佐	桜井 浩美
農林水産部農政企画課	課長補佐	鈴木 衛
県土整備部県土整備企画課	課長	榎 裕一
会計局会計課	課長	佐藤 守
教育局教育政策課	課長	福島 孝一
教育局学校体育保健課	課長	石田 充
企業局総務企画課	室長補佐	飯野 弘
病院事業局県立病院課	課長	小野田 隆一
警察本部警務部厚生課	警務部参事兼課長	矢作 哲彦
オンライン		
村山総合支庁総務企画部総務課	課長	菊地 敏明
最上総合支庁総務企画部総務課	課長	安達 将吾
置賜総合支庁総務企画部総務課	防災安全主査	嶋倉 哲
庄内総合支庁総務企画部総務課	課長	佐藤 圭次
計27名		
環境エネルギー部環境企画課 (事務局)	課長補佐	澤口 涼
	企画調整主査	正路 直己
	主査	村上 恭太
計3名		

政府の熱中症対策の概要

1 政府の「熱中症対策実行計画」の策定（R5. 5. 30 閣議決定）

- 中期的な目標（2030 年）として、熱中症による死亡者数（5 年移動平均死亡者数）について、現状から半減することを目指し、目標達成に向け、政府一体となった熱中症対策を計画的に推進
- 関係者の基本的役割も明記（以下、県と市町村の役割の概要）

県	<ul style="list-style-type: none"> ・熱中症対策のための庁内体制整備 ・市町村が行う熱中症対策に関する事務又は業務の実施を助け、広域的な熱中症対策を推進
市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・熱中症対策のための庁内体制整備 ・区域の自然的社会的条件に応じ、自主的かつ主体的に対策を推進 ・地域における事業者、住民等の多様な関係者に熱中症に対する理解醸成と、それぞれの主体による熱中症予防行動の促進

2 熱中症警戒情報及び熱中症特別警戒情報の運用

	熱中症警戒情報 (熱中症警戒アラート)	熱中症 特別 警戒情報 (熱中症 特別 警戒アラート)
概 要	気温が著しく高くなることにより熱中症による人の健康に係る被害が生ずるおそれがある場合に環境省が発表	気温が特に著しく高くなることにより熱中症による人の健康に係る 重大な被害 が生ずるおそれがある場合に環境省が発表
運用期間	令和 8 年度：4 月 22 日～10 月 21 日	令和 8 年度：4 月 22 日～10 月 21 日
発表基準	府県予報区等 [※] 内において、 <u>いずれかの暑さ指数情報提供地点における、翌日・当日の日最高暑さ指数(WBGT)が 33 に達する場合</u> ※北海道と沖縄県以外は各都府県単位	都道府県内において、 <u>全ての暑さ指数情報提供地点[※]で翌日の日最高暑さ指数(WBGT)が 35 に達する場合</u> ※本県の場合 20 か所 他県では一部参照しない地点あり
発表時間	原則、前日 17 時及び当日 5 時時点における予測値を基に発表	原則、前日の 10 時時点における翌日の予測値で判断し、前日 14 時に発表
地域単位	府県予報区等	都道府県単位
法定の情報伝達	環境省がホームページにおいて発表	<ul style="list-style-type: none"> ・環境省→都道府県→市町村と順次事務連絡（メール）を发出 ・環境省が報道発表 ・環境省がホームページにおいて発表

- 熱中症**特別**警戒情報については、これまで発表実績なし。

3 指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）制度

- ・市町村長は、適切な冷房設備を有し、受入可能とする人数に応じた空間が適切に確保されている施設（公民館、図書館、ショッピングセンター等）を指定暑熱避難施設として指定することができる。
- 市町村長は、あらかじめ指定暑熱避難施設の名称、所在地、開放可能日及び時間帯、受入可能人数を公表しなければならない。
- 指定暑熱避難施設の管理者は、熱中症特別警戒情報が発表されたときは、公表している開放可能日及び時間帯において一般に開放しなければならない。

給水器の設置
(県庁ジョンダナホール)



のぼり旗設置による周知
(県環境科学研究センター)



4 熱中症対策普及団体制度

- ・市町村長は、熱中症対策の普及啓発等に取り組む民間団体等を熱中症対策普及団体として指定することができる。

本県の熱中症対策に係る体制について

1 熱中症対策のための庁内体制

近年、熱中症による健康被害が急増する等、気候変動問題への対策は待ったなしの状況に至っている。今後も見込まれる酷暑に対し、各部局が連携し的確な熱中症対策を実施するため、知事をトップとする山形県熱中症対策会議を設置する。また、関係部局が連携し総合的かつ計画的に熱中症対策を推進していくため、対策会議の下に山形県熱中症対策調整会議を置く。

※いずれの会議も事務局は環境企画課

(1) 山形県熱中症対策会議 ※熱中症特別警戒情報発表時等に開催

- ①構成員：知事（議長）、副知事、各部局長、健康福祉部医療統括監、県土整備部技術統括監、警察本部長、各総合支庁長
- ②所掌事項：次の事項を協議する
 - ・熱中症対策の実施に係る総括に関すること
 - ・熱中症対策特別警戒情報発表時の対策に関すること
 - ・その他熱中症対策の実施に係る重要事項に関すること

(2) 山形県熱中症対策調整会議 ※必要に応じて開催（令和8年度：4月、11月開催予定）

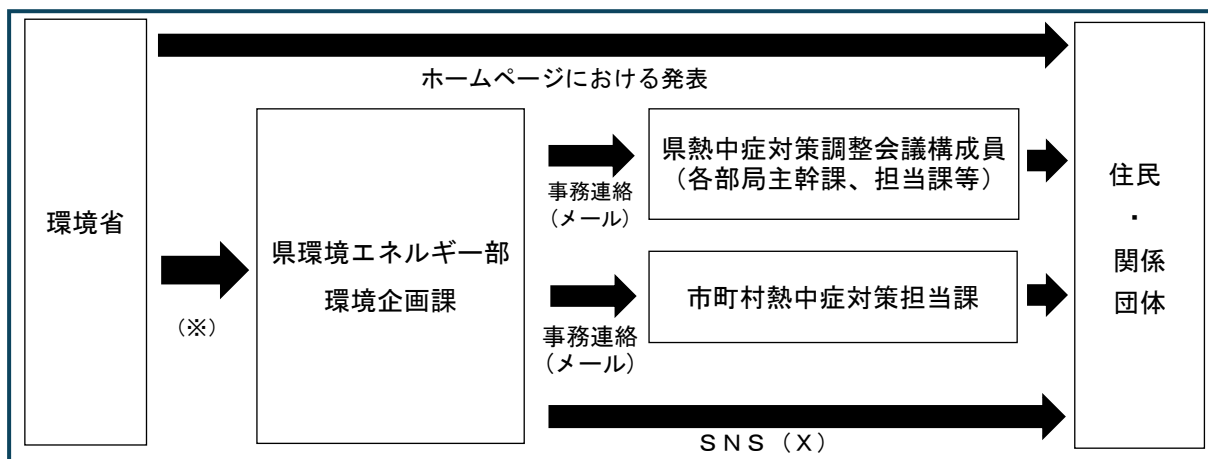
- ①構成員：環境エネルギー部次長（議長）、各部局主幹課長、広報広聴推進課長、高等教育政策・学事文書課長、消防救急課長、地域福祉推進課長、がん対策・健康長寿日本一推進課長、スポーツ振興課長、学校体育保健課長、警察本部厚生課長、各総合支庁総務課長
- ②所掌事項：次の事項を協議する
 - ・熱中症対策に係る検討、調整に関すること
 - ・熱中症対策に関する部局間の連携、情報共有に関すること
 - ・その他熱中症対策に関すること

2 熱中症対策に関する役割分担

訴求対象	担当部局	
県民全体	健福部	○熱中症予防に係る普及啓発・注意喚起
	環エネ部	○クーリングシェルター制度に係る普及啓発、指定施設WEBマップの作成・公表
	防災部	○救急搬送状況の把握・公表
高齢者・医療・福祉等関係団体	健福部	○高齢者等の熱中症予防に係る注意喚起 ○高齢者・医療・福祉等関係施設における熱中症対策実施の呼びかけ
幼稚園、保育園、学校・特別支援学校等	子育て部	○幼児教育・保育施設、児童養護施設等における熱中症対策実施の呼びかけ
	教育局総務部	○学校・特別支援学校の教育現場・部活動等における熱中症対策の実施、事故防止の徹底
スポーツ団体	観文ス部	○スポーツ団体（総合型地域スポーツクラブ、スポーツ少年団、競技団体）における熱中症対策実施の呼びかけ
商工観光業団体、農林水産業団体、建設業団体等	関係部局	○労働現場、イベント等における熱中症対策実施の呼びかけ
県施設関係	関係部局	○県施設（公の施設、医療・福祉施設、教育施設、県立病院等）での熱中症対策の実施、事故防止の徹底
県主催イベント関係	関係部局	○県主催イベントにおける熱中症対策の実施、事故防止の徹底
市町村	環エネ部	○熱中症特別警戒情報（熱中症特別警戒アラート）の伝達（環境省⇒県⇒市町村） ○市町村における庁内体制の整備、クーリングシェルターの指定等の促進
	関係部局	○所管分野における熱中症対策に係る連携（情報共有、協力依頼等）
庁内	環エネ部	○熱中症対策会議、熱中症対策調整会議の設置等による庁内体制の構築

3 本県における熱中症（特別）警戒アラートの主な伝達経路

熱中症**特別**警戒アラート又は熱中症警戒アラートの発表時の伝達経路は基本的には共通。「気候変動適応法」及び「熱中症特別警戒情報等の運用に関する指針」等に基づき、県は市町村や住民等に情報発信を行う。



※熱中症**特別**警戒アラート：環境省から県に通知あり。情報伝達は法定義務
熱中症警戒アラート：県が発表状況を確認。情報伝達は指針に基づく。

○暑さ指数（WBGT（湿球黒球温度）：Wet Bulb Globe Temperature）とは

熱中症リスクを表す指標で、気温、湿度、日射・輻射（ふくしゃ）、風の要素を基に算出するもの。
単位は℃だが気温と区別するため記載を省略して使用。

○暑さ指数、熱中症警戒アラート等と対応の指針について

暑さ指数	日常生活に関する指針	気温（参考）	運動に関する指針
<p>「熱中症特別警戒アラート」（県内の全ての観測地点で、翌日の暑さ指数（予測値）が35に達する場合等に発表）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広域的に過去に例のない危険な暑さとなり、健康に重大な被害が生じるおそれ。危険な暑さから自分と周囲の人の命を守る。 ・熱中症対策が徹底できない場合、運動、外出、イベント等の中止、変更等を判断。 ・普段の対応では不十分な可能性あり。気を引き締めて準備や対応が必要。 			
<p>「熱中症警戒アラート」（県内のいずれかの観測地点で、翌日または当日の暑さ指数（予測値）が33に達する場合に発表）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・気温が著しく高くなり、健康に被害が生じるおそれ。他人事と考えず暑さから自分の身を守る。 ・高齢者、乳幼児は特に注意。周囲の方も声掛けを！ 涼しい環境以外では運動等を中止。 			
31以上 危険	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者においては、安静状態でも熱中症が発生する危険性が高い。 ・外出はなるべく避け、涼しい室内に移動する。 	35℃以上	運動は原則中止 <ul style="list-style-type: none"> ・特別の場合以外は運動を中止する。 ・特に子どもの場合には中止すべき。
28以上 31未満 嚴重警戒	<ul style="list-style-type: none"> ・外出時は炎天下を避け、室内では室温の上昇に注意する。 	31℃以上 35℃未満	激しい運動は中止 <ul style="list-style-type: none"> ・熱中症の危険性が高いので、激しい運動や持久走など体温が上昇しやすい運動は避ける。 ・10～20分おきに休憩をとり水分・塩分の補給を行う。 ・暑さに弱い人※は運動を軽減または中止。
25以上 28未満 警戒	<ul style="list-style-type: none"> ・運動や激しい作業をする際は定期的に十分に休憩を取り入れる。 	28℃以上 31℃未満	積極的に休憩 <ul style="list-style-type: none"> ・熱中症の危険が増すので、積極的に休憩をとり、適宜、水分・塩分を補給する。 ・激しい運動では、30分おきくらいに休憩をとる。
21以上 25未満 注意	<ul style="list-style-type: none"> ・一般に危険性は少ないが、激しい運動や重労働時には熱中症が発生する危険性がある。 	24℃以上 28℃未満	積極的に水分補給 <ul style="list-style-type: none"> ・熱中症による死亡事故が発生する可能性がある。 ・熱中症の兆候に注意するとともに、運動の合間に積極的に水分・塩分を補給する。
21未満 ほぼ安全	—	24℃未満	適宜水分補給 <ul style="list-style-type: none"> ・通常は熱中症の危険は小さいが、適宜、水分・塩分の補給は必要である。 ・市民マラソンなどではこの条件でも熱中症が発生するので注意。

※暑さに弱い人：体力の低い人、肥満の人や暑さに慣れていない人など。

【引用】環境省熱中症予防情報サイト <https://www.wbgt.env.go.jp/>

環境省による暑さ指数、熱中症警戒アラート等のLINE配信

○環境省のLINE公式アカウントで熱中症予防対策の情報が配信されています。

○お使いのスマートフォンなどのLINEアプリで、LINE公式アカウントを友だち追加していただくと、暑さ指数や熱中症警戒アラート等の情報を受け取ることができます。

（今年度のアラート配信は令和8年4月22日から）

【環境省LINEアカウント】アカウント名：環境省
LINE ID：kankyo_jpn



詳しくは環境省ホームページをご参照ください。

【https://www.wbgt.env.go.jp/sp/line_notification.php】

令和 8 年度 山形県における熱中症対策の主な取り組み

1 熱中症対策に係る体制の整備・運用

①熱中症対策調整会議の開催【環エネ】

各部局における熱中症対策の取組みの情報共有を行うとともに、熱中症警戒アラート等の発表時の対応確認等を実施

②市町村との情報伝達訓練の実施【環エネ】

熱中症特別警戒アラート発表を想定した情報伝達訓練を実施

③熱中症警戒アラート等発表時の注意喚起の実施【各部局】

熱中症警戒アラート等発表時に、環境エネルギー部から県関係機関・市町村に事務連絡を発出。各部局において、適宜所管事務の関係者に熱中症の注意喚起を実施

④市町村担当者会議の開催【環エネ】新規

市町村との連携強化に向け、熱中症対策担当課と熱中症対策、課題等について情報共有を行うとともに、課題等への対応を検討

2 県民への注意喚起・普及啓発

①県民に対する熱中症への注意喚起、熱中症の予防と対処方法に関する普及啓発【各部局】

- 熱中症への警戒が必要と判断される場合におけるプレスリリース及び県公式 SNS による随時の注意喚起
- テレビ、ラジオ、新聞、県ホームページ等を活用した熱中症の予防、対処方法に関する普及啓発
- ※ SNSなどを使用しない方にも情報を伝えるため、熱中症予防啓発チラシを作成し、市町村と連携して回覧板等を活用した情報発信を実施

②学校等における熱中症対策の実施、事故防止の徹底

【教育、総務、子育て】

- 熱中症事故防止に向けて早期から注意喚起を実施するとともに、熱中症受診状況調査を実施
- 運動会・体育祭の実施時期の見直し
- 幼児教育・保育施設、児童養護施設等における熱中症対策実施の呼びかけ

③関係団体等を通じた熱中症対策の呼びかけ【各部局】

関係団体を通じた労働現場、イベント等における熱中症対策実施の呼びかけ

④県の施設及び県主催イベント等における熱中症対策の徹底【各部局】

⑤熱中症による救急搬送状況の公表【防災】

熱中症への注意を促すため、週ごとの熱中症による救急搬送状況を公表（概ね 4 月下旬～10 月上旬）、併せて「山形県救急電話相談」を周知

3 熱中症予防のための施設等の利用促進・補助

①クーリングシェルターの利用促進【環エネ】

市町村が指定した施設が地図上で分かる WEB マップを作成・運用。新聞、県ホームページ等により周知を行い、県民の利用を促進

②低所得世帯向けエアコン設置支援事業【健福】新規

低所得世帯（住民税非課税世帯のうち、高齢者世帯、障がい者世帯及びひとり親世帯）の熱中症対策を図るため、エアコンの設置・購入費を支援
支援額：上限 5 万円
（県 10/10：物価高騰対応重点支援地方創成交付金を活用）

4 その他の取り組み

①県の職場における熱中症対策の強化【総務】

労働安全衛生規則の一部改正（令和 7 年 6 月 1 日施行）により職場における熱中症対策が強化されたことを受けて、熱中症を生ずるおそれのある作業に係る報告体制の整備、措置フローの作成、各職員への周知を実施

令和 8 年 4 月 20 日
がん対策・健康長寿日本一推進課

県民への熱中症予防の注意喚起について

1 熱中症予防啓発資材の製作

県統一のチラシ15,000枚、うちわ5,000本、熱中症予防シート（令和8年度新規）600枚を製作し、市町村と連携のうえ、回覧版、広報誌、イベント、健康講座等の機会を通して配布予定。

2 熱中症対策啓発動画の制作

連携協定を締結する大塚製薬株式会社協力のもと、株式会社ファミリーマートや株式会社セブン-イレブン・ジャパンと連携した熱中症対策啓発動画を2種類制作予定。ファミリーマート店内のデジタルサイネージ、セブン-イレブンアプリのほか、県公式YouTube、県庁や総合支庁の大型モニターなどで放映する。

3 プレスリリースによる注意喚起

熱中症のリスクが高まると予測される場合などに実施。

4 SNS（フェイスブック、X）による注意喚起

熱中症のリスクが高まると予測される場合などに実施。

5 知事定例記者会見における注意喚起

6 県ホームページにおける注意喚起

熱中症の特徴や予防・対処方法、熱中症対策啓発動画等を掲載。
6月下旬から9月中旬までトップページにバナーを掲載予定。

7 県政ラジオ（FM山形・YBCラジオ）による注意喚起

6月から9月まで毎週放送予定。

公立学校における熱中症事故防止の取組みについて

1 令和7年度学校管理下における熱中症受診状況（4～9月）

（1）熱中症による医療機関受診数

（人）

	令和7年度					令和6年度 4～9月	令和5年度 4～9月
	4～6月	7月	8月	9月	合 計		
小学校	23	22	3	2	50	17	45
中学校	15	23	5	8	51	42	78
高等学校	11	17	12	4	44	28	53
特別支援学校	1	1	0	0	2	0	1
合 計	50	63	20	14	147	87	177

（2）行動別医療機関受診数

（人）

	運動中	授業中	その他	部活動中	不明	合 計
小学校	21	4	16	0	9	50
中学校	11	8	7	22	3	51
高等学校	6	5	8	23	2	44
特別支援学校	0	0	2	0	0	2
合 計	38	17	33	45	14	147

※運動中…体育の授業や体育行事、授業中…教室等授業中、その他…休み時間等を含む

2 令和8年度の県教育委員会の取組み

○ 熱中症事故防止に向けて早期から注意喚起を実施

- ・ 気象庁が発表した向こう3カ月の天候の見通しによると、平均気温は、平年よりも「高い」見込となっていること等を踏まえ、4月1日（水）県立学校及び市町村教育委員会に対し対策徹底を要請する通知を发出
- ・ 年度当初の各種会議（各学校長会議、県市町村教委教育長会議等）において、学校長及び教育長に対し直接対策徹底を呼びかけ予定
- ・ GW中の部活動における事故防止対策の通知を連休前に发出予定
- ・ 体育的行事等における熱中症事故防止対策の徹底を要請する通知を发出予定
- ・ 夏季休業中、夏季休業明けにおける熱中症事故防止の徹底を要請する通知を发出予定

以上

低所得世帯向けエアコン設置支援事業について

1 目 的

低所得世帯の熱中症対策を図るため、エアコンの設置・購入費を支援する。

2 事業内容

(1) 支援対象

住民税非課税世帯のうち、高齢者世帯、障がい者世帯、ひとり親世帯

- ・ エアコンが設置されていない世帯や、故障のために使用できるものがない世帯に限る。
- ・ 障がい者世帯は、重度障がい（常に介護等が必要）に限定。
- ・ 生活保護世帯は、真にやむを得ないと認められる場合は、冷房器具の購入に要する費用について、保護費の支給対象となり得ることから除外する。

(2) 支援額等

上限5万円（県10/10：物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用）

(3) 支援総額

1億5,000万円（3,000世帯）

- ・ 冬季の灯油購入費助成事業（福祉灯油）の対象世帯数（約60,000世帯）の5%が申請するものと見込む。

(4) 事業期間

申請：令和8年6月1日～9月30日 設置：原則10月末まで

(5) 対象経費

エアコン本体、室外機及び設置工事費

- ・ 中古品、リース・レンタル、インターネット購入は不可。
- ・ 県（省エネ製品への買替支援）や市町村が実施する補助金と併せての受給は不可。

(6) 対象店舗

- ・ 県内に本社・本店があり、当事業への参加申込みが受理されたものに限る（家電量販店、EC店舗（ネットショップ）は除外）

2 実施スキーム

- 事務局業務（交付申請・実績報告関係）及び広報・電話相談業務（制度の周知・問合せ関係）は、業務委託とする。
- 支援方法は、①設置完了後の償還払方式（申請者へのキャッシュバック）又は②購入時の申請者の負担を少なくするための受領委任方式（5万円を販売店に支払）とし、対象店舗が選択（両方も可）する。

